

「平成29年8月利用分から 高額介護サービス費の 月々の負担の上限が変わります」

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167



Q

高額介護サービス費とは

A

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。高額介護サービス費とは、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えた場合に、超えた分の利用者負担額が払い戻される制度です。

Q

どのように変わりますか

A

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、介護サービスを利用している方と利用していない方の公平性や、負担能力に応じた負担の観点から、市民税課税世帯の方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12カ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようになります。

※平成32年7月利用分までの措置です。

〈自己負担の上限額対象別一覧〉

対象となる方	7月利用分まで(月額)	8月利用分から(月額)
現役並み所得者相当の方がいる世帯の方 ※1	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)※2
市民税課税世帯の方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)〈見直し〉 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ●老齢福祉年金受給者の方 ●前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など 	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)※2
生活保護を受給している方など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※1: 同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる方。

※2: (世帯)とは、住民基本台帳上の世帯員で介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、(個人)とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指します。